４月からの要介護認定方法の見直しについて

別添

この４月から、介護保険の要介護認定の調査方法が変わります。
申請手続はこれまでどおりですが、認定調査員がご本人を訪問して行う調査は、調査時のご本人の状態をありのままに調査する方法に変わります。
このため、調査の際に、ご本人やご家族の方が、ご本人の普段の様子を調査員に詳しくお伝えいただくことが重要になります。

要介護認定を受けられる方

①申請をします

市町村の介護保険担当窓口に要介護認定の申請を行います。

②心身の状態を調査します

〇認定調査
本人の心身の状態を調べるため、認定調査員が訪問します。

〇主治医意見書
主治医の先生により、意見書が作成されます。

③どのくらい介護の労力が必要か審査し、認定します

〇１次判定
認定調査の結果をコンピュータで分析します。

〇２次判定
専門家からなる審査会において、次の資料を用いた審査が行われます。
① 1次判定の結果
② 認定調査の特記事項
③ 主治医意見書

〇認定
審査会の判定をもとに、市町村が要介護度の認定を行います。

④認定結果通知が届きます

おもな見直し

〇実際のご本人の状態や介助の程度のありのままを見させていただき、普段の様子などもお聞きします。
ご本人やご家族が普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮無く調査員や主治医の先生にお伝えください。

〇最近の介護サービスの開発・進歩にあわせ、より適切な介護の手間のかかり方を判定するために、使用するデータを更新しました。

〇「認定調査」などでお伺いした、より具体的な内容をもとに、審査会で総合的に判断されます。

今回の見直しは、なぜ、どのような観点から行われたのですか。

認定審査は、ご本人の生活の上で、どれほど介護の手間がかかるかを判定するものです。
今回の見直しにより、最新のデータに基づいて、より正確に介護の手間が判定できるようになります。
併せて、認定結果のバラツキを減らし、要介護認定を公平なものとします。

今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わるのですか。

要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。これまで通り、「要支援１～２、要介護１～５」の７段階であり、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。

今回の見直しにより、これまでの要介護度と比べて、全体として要介護度が低く判定されてしまうのではないのですか。

今回の見直しのために厚生労働省が行った市町村のモデル事業や研究など様々な検証の結果によると、一概に要介護度が低く判定されるものではありません。

（参考）認定審査結果について不服がある場合は、お住まいの都道府県の介護保険審査会に対する審査請求が可能です。

今後どのような点に注意すればよいのですか。

要介護認定のバラツキを減らし、公平に行うため、ご本人を訪問しての調査は、調査時の状態のありのままを見る方法に変わります。
認定調査員や主治医の先生に、普段困っていることの具体的な内容や頻度などについて、詳しく伝えていただくことがより大切になります。
それによって、より適切な要介護度判定が可能となります。

厚生労働省では、４月以降の要介護認定の実施状況を把握し、結果を検証した上で、必要に応じて迅速に見直しを行うこととしています。

【お問い合わせ先】
要介護認定についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。
〇〇市　〇〇課　〇〇係
電話番号：